

福祉車両を保有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）施行規則第23条の規定に基づき、毎年度3月31日現在の実績等を、翌年度の5月31日までに地方運輸局長へ報告する必要があります。

報告書については、「輸送実績報告書」と同じように、正・副・控の3部作成のうえ、「輸送実績報告書」と一緒に主たる事務所を管轄する運輸支局等へ提出して下さい。

記入要領

1. 前年度車両数、年度末車両数、それぞれの各対応車数
2. 事業の計画 対象となる福祉車両＝自社保有車両 計画内容としては、
（例）聴覚障害のお客様と文字により意思疎通を図るため、筆談用携帯ホワイトボードを車両に設置

前年度の計画からの変更内容

（例）聴覚障害のお客様と文字により意思疎通を図るためのノートの常備からよりプライバシー保護のため、携帯ホワイトボードの設置に変更